

答申第 833 号

諮問第 1440 号

件名：打合せ議事録の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「緊急農地防災事業 榎場地区 平成 28 年 1 月 15 日（金）議事録」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名を不開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 28 年 1 月 26 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 8 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書一部開示決定を取り消し、該当部分の開示を求める。（不開示部分の参加者の内、十四山土地改良区の A 役員の開示を求める。）

該当する A 氏が知事許認可公団体の「十四山土地改良区」の理事/役員なら県公報などで公表されているので、非開示となったのなら承服しかねる。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

28 農整第 84 号（平成 28 年 5 月 31 日）の「不開示理由説明書」で「十四山土地改良区の榎場地区を担当する役員」としながら、条例第 7 条第 2 号の該当性について、十四山土地改良区理事（身分・行動は県職員に準ずるから）でありながら同一人物への個人情報保護は承服しかねる。

榎場地区には 2 名の理事がおり、今回争点になっている A 理事は旧知だが、もう一人の B 氏は面しき無である。「地区担当役員は公務員等で

はないため」の字句は不当な表現である。

同一人物に対し、県の都合で、県職員に準ずる十四山土地改良区理事を個人情報保護対象にしたのはやりすぎを強く主張する。

審査委員各位へは、ダブルスタンダード/二重判断の是正も強く求める。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

愛知県を構成する団体ではないけれども公としての位置付けがある土地改良区での行動に関しては、知事が結局、指導監督権限を持っているから、地方公務員までとはいかないとしても、公務で出席する以上は、議事録に名字だけとか、氏名までとか色々基準があるだろうけれども、非開示は不当だと申し立てる。

個人的に会議に参加している訳ではなく、要は、知事が指導監督権限を持っている十四山土地改良区の選挙で選ばれた理事・監事が、「私」でその会議に出席していないものであるから、個人扱いは、ちょっと難しいのではないか。

愛知県の職員と同等ではないけれども、不服申立てとしては同等に扱ってもらいたいということが今回の趣旨である。県の職員と同等ではないけれども、手取り足取り、知事が指導監督はできないだろうけれども、理事・監事としての行動は「私」ではないものだから。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、緊急農地防災事業梓場地区その2工事に伴う借地に関して、平成28年1月15日に行われた打合せ（以下「本件打合せ」という。）の議事録である。

緊急農地防災事業は、法人事業税の超過課税を財源とするもので、緊急に整備を必要とする排水機・排水路、ため池等の農業用施設の新設又は改修を行い、農地及び農業用施設等の自然災害を未然に防止することを目的としている。

弥富市梓場に位置する梓場地区における緊急農地防災事業は、近年の地区内開発により降雨流出量が増大したことで湛水被害が生じているため、排水路を改修し、被害を未然に防止するものである。

排水路を施工するに当たり、隣接する農地を借地として仮設道路を構築する必要があり、工事の請負業者は、地元のルールに従って、農地の耕作者と借地契約を結び、借地料を支払った。その後、この借地契約について愛知県海部農林水産事務所（以下「海部農林水産事務所」という。）に問

合せがあったため、地権者、耕作者、十四山土地改良区の理事長及び梓場地区を担当する役員、工事の請負業者の現場代理人並びに海部農林水産事務所の担当職員で本件打合せを行い、海部農林水産事務所の担当職員が本件打合せの議事録として本件行政文書を作成し、上司に報告した。

本件行政文書には、日時、場所、参加者の氏名、打合せ内容、位置図、公図の写し、借地契約の経緯等が記載されており、このうち不開示とした部分は、地権者、耕作者、耕作者の家族、十四山土地改良区の梓場地区を担当する役員及び請負業者の現場代理人である個人の氏名並びに借地契約に関し海部農林水産事務所に問合せをした個人の氏名及び属性である。

異議申立人は、異議申立書の異議申立ての趣旨において、不開示部分の参加者のうち、十四山土地改良区の役員の開示を求める旨を述べ、また、異議申立ての理由において、十四山土地改良区の理事・役員なら県公報などで公表されているので不開示は承服しかねる旨を主張しており、異議申立ての対象となっているのは、十四山土地改良区の梓場地区を担当する役員である個人の氏名（以下「地区担当役員の氏名」という。）であると解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について述べる。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした地区担当役員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 1 項の規定において、土地改良区には、役員として、理事及び監事を置くこととされており、土地改良区は、役員が就任し、又は退任したときは、同条第 16 項の規定により、その氏名及び住所を知事に届け出なければならない。そして、当該届出があったときは、知事は、同条第 17 項の規定により、遅滞なくこれを公告しなければならない。

十四山土地改良区では、平成 27 年度時点で 20 名の役員が置かれており、さらに地区によって担当の役員を決めている。役員の氏名は、土地改良法第 18 条第 17 項の規定により、愛知県公報で公告されているが、地区分けまでは公表されている情報ではない。よって、地区担当役員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、地区担当役員は公務員等ではないため、地区担当役員の氏名は、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ したがって、地区担当役員の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が主張するとおり、本件打合せの議事録であると認められる。

そして、実施機関は、このうち地権者、耕作者、耕作者の家族、十四山土地改良区の埴場地区を担当する役員及び請負業者の現場代理人である個人の氏名並びに借地契約に関し海部農林水産事務所に問合せをした個人の氏名及び属性を条例第7条第2号に該当するとして、不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立ての趣旨として、不開示部分の本件打合せの参加者のうち、十四山土地改良区のA役員の開示を求める旨を主張している。したがって、本件異議申立ての対象となった部分は、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名であると解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名は、個人に関す

る情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

異議申立人は、知事が認可する十四山土地改良区の役員は愛知県公報などで公表されているので、非開示とすることは承服しかねる旨主張する。

そこで、当審査会において、実施機関から提出された平成25年1月18日付け愛知県公報第2947号を見分したところ、十四山土地改良区の退任役員及び就任役員の職、氏名及び住所が記載されているのみで、本件打合せに参加した役員が誰であるかまで明らかになるものではないことが認められた。

よって、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として開示すべきであるとは認められず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、異議申立人は、土地改良区の理事の身分・行動は県職員に準ずるから、個人情報保護の対象にしたのは承服しかねる旨主張する。しかし、条例第7条第2号ただし書ハにおいては、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を開示するものとしているのであって、土地改良区の役員は同号ただし書ハに規定する公務員等に該当しないことからすれば、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件打合せに参加した十四山土地改良区の役員の氏名の不開示情報該当性に誤りがないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 3. 9	諮問
28. 6. 1	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 6. 9	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 7. 6	異議申立人から意見書を受理
28. 11. 7 (第 503 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 2. 1 (第 511 回審査会)	異議申立人の意見陳述
29. 3. 24 (第 516 回審査会)	審議
29. 5. 17 (第 520 回審査会)	審議
29. 6. 8	答申